

28 高 第 457 号  
平成 28 年 6 月 16 日

介護予防訪問介護事業所  
介護予防通所介護事業所 管理者 様  
居宅介護支援事業所

高知市高齢者支援課長

高知市介護予防・日常生活支援総合事業（平成 28 年 10 月開始）  
におけるサービスコード等について（通知）

日頃は本市介護保険行政及び高齢者福祉行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。  
さて高知市では、10 月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を開始いたしますが、総合事業における「国の基準による訪問型サービス」、「国の基準による通所型サービス」のサービスコード等について、下記のとおりお知らせします。

## 記

### 1 総合事業の対象についての考え方

(1) 総合事業のサービスを利用できる方は、平成 28 年 10 月以降に「新規・区分変更・更新により要支援認定を受けた方と、基本チェックリストにより事業対象者と判断された方」です。

要支援認定を受けている方が、予防給付の「介護予防訪問介護及び介護予防通所介護」から総合事業の「国の基準による訪問型サービス及び国の基準による通所型サービス」に変わるタイミングは、平成 28 年 10 月以降で、更新等がされてからになります。認定の更新等までは「予防給付」を受けることになるため、更新前はこれまでどおりの予防給付のサービスコードになります。

※ 全ての要支援者が平成 28 年 10 月に一斉に総合事業へ移行することにはならないので、ご注意ください。要支援者の認定の有効期限は最長 1 年ですので、平成 28 年 10 月から 1 年かけて毎月順番に移行していくこととなります。

### 2 サービスコードについて

(1) 平成 27 年 3 月 31 日までに介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた事業者は、平成 27 年 4 月 1 日に総合事業（現行の訪問介護相当・通所介護相当）の指定を受けたものとみなされ、指定の有効期限の平成 30 年 3 月 31 日まで A 1 と A 5 のコードを使用していただきます。平成 27 年 4 月 1 日以降に指定を受けた事業者は、A 2 と A 6 のコードを使用していただくこととなります。

### 3 介護予防ケアマネジメントの費用コードについて

(1) 介護予防ケアマネジメントの費用コードについても、総合事業移行に伴い、新たに設定しました。

なお、総合事業利用者であっても、介護予防の他のサービスも併用する場合については、介護予防サービス計画となるため、「介護予防支援サービスコード」を使用することになります。

（問合せ先）高知市健康福祉部高齢者支援課 介護予防支援担当

TEL 088-823-4014

FAX 088-823-9434

1 訪問型サービス(みなし)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A1	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅰ) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 1,168単位	1,168	1月につき	
A1	1113	訪問型サービスⅠ・初任		介護職員初任者研修過程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		818
A1	1114	訪問型サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20名以上にサービスを行う場合 × 90%		1,051
A1	1115	訪問型サービスⅠ・初任・同一				介護職員初任者研修過程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%
A1	2111	訪問型サービスⅠ 日割	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 38単位	38	1日につき	
A1	2113	訪問型サービスⅠ 日割・初任		介護職員初任者研修過程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		27
A1	2114	訪問型サービスⅠ 日割・同一		事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20名以上にサービスを行う場合 × 90%		34
A1	2115	訪問型サービスⅠ 日割・初任・同一				介護職員初任者研修過程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%
A1	1211	訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅱ) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 2,335単位	2,335	1月につき	
A1	1213	訪問型サービスⅡ・初任		介護職員初任者研修過程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		1,635
A1	1214	訪問型サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20名以上にサービスを行う場合 × 90%		2,102
A1	1215	訪問型サービスⅡ・初任・同一				介護職員初任者研修過程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%
A1	2211	訪問型サービスⅡ 日割	事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 77単位	77	1日につき	
A1	2213	訪問型サービスⅡ 日割・初任		介護職員初任者研修過程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		54
A1	2214	訪問型サービスⅡ 日割・同一		事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20名以上にサービスを行う場合 × 90%		69
A1	2215	訪問型サービスⅡ 日割・初任・同一				介護職員初任者研修過程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%
A1	1321	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅲ) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 3,704単位	3,704	1月につき	
A1	1323	訪問型サービスⅢ・初任		介護職員初任者研修過程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		2,593
A1	1324	訪問型サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20名以上にサービスを行う場合 × 90%		3,334
A1	1325	訪問型サービスⅢ・初任・同一				介護職員初任者研修過程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%
A1	2321	訪問型サービスⅢ 日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 122単位	122	1日につき	
A1	2323	訪問型サービスⅢ 日割・初任		介護職員初任者研修過程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		85
A1	2324	訪問型サービスⅢ 日割・同一		事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20名以上にサービスを行う場合 × 90%		110
A1	2325	訪問型サービスⅢ 日割・初任・同一				介護職員初任者研修過程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%
A1	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	1月につき	
A1	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	1日につき	
A1	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1月につき	
A1	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1日につき	
A1	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算	200 単位加算	200 1月につき	
A1	4002	訪問型サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算	100 単位加算	100	
A1	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	又 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 86/1000 加算		
A1	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 48/1000 加算		
A1	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (2)で算定した単位数の 90% 加算		
A1	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (2)で算定した単位数の 80% 加算		

## 2 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A2	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 1,168単位	1,168	1月につき	
A2	1113	訪問型サービスⅠ・初任		介護職員初任者研修過程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		818
A2	1114	訪問型サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者利用者20名以上にサービスを行う場合 × 90%		1,051
A2	1115	訪問型サービスⅠ・初任・同一				介護職員初任者研修過程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%
A2	2111	訪問型サービスⅠ 日割	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 38単位	38	1日につき	
A2	2113	訪問型サービスⅠ 日割・初任		介護職員初任者研修過程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		27
A2	2114	訪問型サービスⅠ 日割・同一		事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者利用者20名以上にサービスを行う場合 × 90%		34
A2	2115	訪問型サービスⅠ 日割・初任・同一				介護職員初任者研修過程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%
A2	1211	訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 2,335単位	2,335	1月につき	
A2	1213	訪問型サービスⅡ・初任		介護職員初任者研修過程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		1,635
A2	1214	訪問型サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者利用者20名以上にサービスを行う場合 × 90%		2,102
A2	1215	訪問型サービスⅡ・初任・同一				介護職員初任者研修過程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%
A2	2211	訪問型サービスⅡ 日割	事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 77単位	77	1日につき	
A2	2213	訪問型サービスⅡ 日割・初任		介護職員初任者研修過程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		54
A2	2214	訪問型サービスⅡ 日割・同一		事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者利用者20名以上にサービスを行う場合 × 90%		69
A2	2215	訪問型サービスⅡ 日割・初任・同一				介護職員初任者研修過程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%
A2	1321	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 3,704単位	3,704	1月につき	
A2	1323	訪問型サービスⅢ・初任		介護職員初任者研修過程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		2,593
A2	1324	訪問型サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者利用者20名以上にサービスを行う場合 × 90%		3,334
A2	1325	訪問型サービスⅢ・初任・同一				介護職員初任者研修過程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%
A2	2321	訪問型サービスⅢ 日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 122単位	122	1日につき	
A2	2323	訪問型サービスⅢ 日割・初任		介護職員初任者研修過程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		85
A2	2324	訪問型サービスⅢ 日割・同一		事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者利用者20名以上にサービスを行う場合 × 90%		110
A2	2325	訪問型サービスⅢ 日割・初任・同一				介護職員初任者研修過程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	1月につき	
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	1日につき	
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1月につき	
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1日につき	
A2	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算	200 単位加算	200 1月につき	
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算	100 単位加算	100	
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	又 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 86/1000 加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 48/1000 加算		
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (2)で算定した単位数の 90% 加算		
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (2)で算定した単位数の 80% 加算		

※合成単位数については、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。

### 3 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			給付率	合成 単位数	算定 単位
種類	項目		訪問型サービス 費(独自)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 60分以内の生活援助サービス※1月の中で全部で5回まで	200単位			
A3	1001	訪問型サービスA(1割負担)				訪問型サービス 費(独自)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	200単位
A3	1002	訪問型サービスA(2割負担)	60分以内の生活援助サービス※1月の中で全部で5回まで	200単位	80%		200	1回につき

5 通所型サービス(みなし)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A5	1111	通所型サービス 1	イ 通所型サービス費 (みなし)	事業対象者・要支援 1	1,647 単位	1,647	1月につき	
A5	1112	通所型サービス 1 日割			54 単位	54	1日につき	
A5	1121	通所型サービス 2		事業対象者・要支援 2	3,377 単位	3,377	1月につき	
A5	1122	通所型サービス 2 日割			111 単位	111	1日につき	
A5	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供 加算	所定単位数の 5% 加算			1月につき	
A5	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算			1日につき	
A5	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算			240 単位加算	240	1月につき
A5	6105	通所型サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物 から利用する者に通所型サービス(みなし)を 行う場合	事業対象者・要支援 1	376 単位減算	-376		
A5	6106	通所型サービス同一建物減算 2		事業対象者・要支援 2	752 単位減算	-752		
A5	5010	通所型生活向上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算			100 単位加算	100	
A5	5002	通所型サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算			225 単位加算	225	
A5	5003	通所型サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算			150 単位加算	150	
A5	5004	通所型サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算			150 単位加算	150	
A5	5006	通所型複数サービス実施加算 I 1	ヘ 選択的 サービス複 数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善		480 単位加算	480
A5	5007	通所型複数サービス実施加算 I 2			運動器機能向上及び口腔機能向上		480 単位加算	480
A5	5008	通所型複数サービス実施加算 I 3			栄養改善及び口腔機能向上		480 単位加算	480
A5	5009	通所型複数サービス実施加算 II		(2) 選択的サービス複数実施加算(II)	運動器機能向上, 栄養改善及び口腔機能向上		700 単位加算	700
A5	5005	通所型サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算			120 単位加算	120	
A5	6107	通所型サービス提供体制強化加算 I 1 1	チ サービス提供体制強化 加算	(1) サービス提供体制強化加算(I)イ	事業対象者・要支援 1		72 単位加算	72
A5	6108	通所型サービス提供体制強化加算 I 1 2			事業対象者・要支援 2		144 単位加算	144
A5	6101	通所型サービス提供体制強化加算 I 2 1		(2) サービス提供体制強化加算(I)ロ	事業対象者・要支援 1		48 単位加算	48
A5	6102	通所型サービス提供体制強化加算 I 2 2			事業対象者・要支援 2		96 単位加算	96
A5	6103	通所型サービス提供体制強化加算 II 1		(3) サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者・要支援 1		24 単位加算	24
A5	6104	通所型サービス提供体制強化加算 II 2			事業対象者・要支援 2		48 単位加算	48
A5	6110	通所型サービス処遇改善加算 I	リ 介護職員処遇改善加算			(1) 介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の 40/ 1000 加算		
A5	6111	通所型サービス処遇改善加算 II				(2) 介護職員処遇改善加算(II) 所定単位数の 22/ 1000 加算		
A5	6113	通所型サービス処遇改善加算 III				(3) 介護職員処遇改善加算(III) (2)で算定した単位数の 90% 加算		
A5	6115	通所型サービス処遇改善加算 IV				(4) 介護職員処遇改善加算(IV) (2)で算定した単位数の 80% 加算		

5 通所型サービス(みなし)サービスコード表

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
種類	項目								
A5	8001	通所型サービス1・定超	イ 通所型サービス費 (みなし)	事業対象者・要支援1	1,647単位	定員超過の場合 × 70%	1,153	1月につき	
A5	8002	通所型サービス1日割・定超			54単位			38	1日につき
A5	8011	通所型サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,377単位			2,364	1月につき
A5	8012	通所型サービス2日割・定超			111単位			78	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
種類	項目								
A5	9001	通所型サービス1・人欠	イ 通所型サービス費 (みなし)	事業対象者・要支援1	1,647単位	定員超過の場合 × 70%	1,153	1月につき	
A5	9002	通所型サービス1日割・人欠			54単位			38	1日につき
A5	9011	通所型サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,377単位			2,364	1月につき
A5	9012	通所型サービス2日割・人欠			111単位			78	1日につき

6 通所型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	1111	通所型サービス 1	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援 1	1,647 単位	1,647	1月につき	
A6	1112	通所型サービス 1 日割			54 単位	54	1日につき	
A6	1121	通所型サービス 2		事業対象者・要支援 2 (週 2 回程度)	3,377 単位	3,377	1月につき	
A6	1122	通所型サービス 2 日割			111 単位	111	1日につき	
A6	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供 加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A6	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A6	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算			240 単位加算	240	1月につき
A6	6105	通所型サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物 から利用する者に通所型サービス(独自)を 行う場合	事業対象者・要支援 1	376 単位減算	-376		
A6	6106	通所型サービス同一建物減算 2		事業対象者・要支援 2	752 単位減算	-752		
A6	5010	通所型生活向上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算			100 単位加算	100	
A6	5002	通所型サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算			225 単位加算	225	
A6	5003	通所型サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算			150 単位加算	150	
A6	5004	通所型サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算			150 単位加算	150	
A6	5006	通所型複数サービス実施加算 I 1	ヘ 選択的 サービス複 数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算	480	
A6	5007	通所型複数サービス実施加算 I 2			運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算	480	
A6	5008	通所型複数サービス実施加算 I 3			栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算	480	
A6	5009	通所型複数サービス実施加算 II		(2) 選択的サービス複数実施加算(II)	運動器機能向上, 栄養改善及び口腔機能向上	700 単位加算	700	
A6	5005	通所型サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算			120 単位加算	120	
A6	6107	通所型サービス提供体制強化加算 I 1 1	チ サービス提供体制強化 加算	(1) サービス提供体制強化加算(I)イ	事業対象者・要支援 1	72 単位加算	72	
A6	6108	通所型サービス提供体制強化加算 I 1 2			事業対象者・要支援 2	144 単位加算	144	
A6	6101	通所型サービス提供体制強化加算 I 2 1		(2) サービス提供体制強化加算(I)ロ	事業対象者・要支援 1	48 単位加算	48	
A6	6102	通所型サービス提供体制強化加算 I 2 2			事業対象者・要支援 2	96 単位加算	96	
A6	6103	通所型サービス提供体制強化加算 II 1		(3) サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者・要支援 1	24 単位加算	24	
A6	6104	通所型サービス提供体制強化加算 II 2			事業対象者・要支援 2	48 単位加算	48	
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算 I	リ 介護職員処遇改善加算			(1) 介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の 40/ 1000 加算		
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算 II				(2) 介護職員処遇改善加算(II) 所定単位数の 22/ 1000 加算		
A6	6113	通所型サービス処遇改善加算 III				(3) 介護職員処遇改善加算(III) (2)で算定した単位数の 90% 加算		
A6	6115	通所型サービス処遇改善加算 IV				(4) 介護職員処遇改善加算(IV) (2)で算定した単位数の 80% 加算		

6 通所型サービス(独自)サービスコード表

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
種類	項目								
A6	8001	通所型サービス1・定超	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,647単位	定員超過の場合 × 70%	1,153	1月につき	
A6	8002	通所型サービス1日割・定超			54単位			38	1日につき
A6	8011	通所型サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,377単位			2,364	1月につき
A6	8012	通所型サービス2日割・定超			111単位			78	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
種類	項目								
A6	9001	通所型サービス1・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,647単位	定員超過の場合 × 70%	1,153	1月につき	
A6	9002	通所型サービス1日割・人欠			54単位			38	1日につき
A6	9011	通所型サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,377単位			2,364	1月につき
A6	9012	通所型サービス2日割・人欠			111単位			78	1日につき

※合成単位数については、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。



15 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費	要支援1・2	430 単位	430	1月につき
AF	4061	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算		300 単位加算	300	
AF	6131	介護予防ケア小規模多機能連携加算	ハ 介護予防小規模多機能居宅介護支援事業所連携加算		300 単位加算	300	

※合成単位数については、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。